

平成23年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項
（平成23年3月31日食品安全委員会決定）

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」こととされている。

また、平成23年度食品安全委員会運営計画（平成23年3月31日食品安全委員会決定）第2の1(2)において、平成23年度の企画専門調査会の開催に関する計画が掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、平成23年度においては、下記の事項について調査審議を求める。

記

- 1 平成22年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営状況報告書について
- 2 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について
- 3 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 4 平成24年度食品安全委員会運営計画について

(参考)

食品安全委員会専門調査会運営規程（抜粋） （平成１５年７月９日食品安全委員会決定）

（専門調査会の所掌）

第３条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

２～４ （略）

平成２３年度食品安全委員会運営計画（抜粋） （平成２３年３月３１日食品安全委員会決定）

第２ 委員会の運営全般

１ 会議の開催

(2) 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画（平成２２年４月１日委員会決定）のフォローアップ、平成２２年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成２３年５～６月頃）
- ・ 「自ら評価」案件の候補の検討・選定（同年８～12月頃）
- ・ 平成２３年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～12月頃）
- ・ 平成24年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成24年１～２月頃）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。